

宇都宮ケーブルテレビ 「UCATV 光」 特約

第1章 総則

第1条（「UCATV 光」の提供）

宇都宮ケーブルテレビ株式会社（以下「当社」といいます。）は、この特約に基づき、「UCATV 光」（以下「本サービス」といいます。）本サービスは、(1) 当社の電気通信設備を利用して提供するインターネット接続サービス（以下「当社固有のサービス」といいます。）、および(2) 東日本電信電話株式会社（以下「NTT 東日本」といいます。）による卸電気通信役務を利用して提供する IP 通信網サービス（以下「卸役務利用サービス」といいます。）から構成されます。本サービスの内容の詳細は当社のホームページ上に掲示します。

- 2 本サービスの提供には、この特約に定めるものを除き、当社の別途定める「宇都宮ケーブルテレビインターネット接続サービス 契約約款」、「会員規約」、「フレッツプラン利用規約」（以下総称して「加入者規約」といいます。）の規定が適用されます。この特約と加入者規約の規定とが抵触する場合、本サービスの提供に関する限り、この特約が優先されます。

第2条（この特約の変更）

当社は、この特約の全部または一部を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の特約によります。

- 2 前項の場合、変更特約施行までの間にしかるべき期間を設けてホームページ等にて加入者へ通知するものとします。

第3条（用語の定義）

この特約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 「本サービス契約」とは、当社から本サービスの提供を受けるための契約をいい、第7条に基づき加入者が行った本サービス契約の申し込みを第8条に基づき当社が承諾することにより成立します。
- (2) 「本サービス加入者」とは、この特約に基づき当社との間で本サービス契約が成立している者をいいます。
- (3) 「宇都宮ケーブルテレビ インターネット接続サービス」とは、当社が加入者規約の規定に基づき提供するサービスをいいます。
- (4) 「契約者端末」とは、本サービスの提供を受けるために、本サービス加入者が保有している必要のある PC・タブレット等の機器をいいます。
- (5) 「契約者回線」とは、本サービスの提供を受けるために、本サービス加入者が設置する電気通信回線をいいます。
- (6) 「料金等」とは、本サービスの提供に係わる料金その他の債務およびこれにかかる消費税等相当額をいいます。
- (7) 「フレッツ光」とは、NTT 東日本が「IP 通信網サービス契約約款」に基づき提供する IP 通信網サービスをいいます。（以下「IP 契約約款」といいます。）
- (8) 「フレッツ光のタイプ」とは、別表1に定めるフレッツ光のタイプをいいます。
- (9) 「フレッツ契約」とは、NTT 東日本からフレッツ光の提供を受けるための契約をいいます。
- (10) 「転用」とは、当社固有サービスに相当するサービス（以下「従前インターネット接続サービス」といいます。一例として、当社の別途定める「フレッツプラン」規約に基づき提供するサ

ービスが該当します。)の提供を受けるための契約を締結し。かつ、申込手続を当社が代行することにより NTT 東日本とフレッツ光契約を締結した個人または法人(以下「転用資格保有者」といいます。)が、その利用する IP 通信網サービスをフレッツ光から本サービスにより提供する IP 通信網サービスに切り替えることをいいます。

- (11) 「転用番号」とは、転用資格保有者が転用を目的として第 7 条に基づき本サービス契約の申し込みをするにあたり、事前に NTT 東日本から取得している必要のある所定の番号をいいます。
- (12) 「加入者契約」とは加入者規約に基づき当社と本サービス加入者との間に成立している、宇都宮ケーブルテレビインターネット接続サービスの提供を受けるための契約をいいます。

第 2 章 本サービスの提供区域および内容

第 4 条 (本サービスの提供区域)

本サービスの提供に係わる契約者回線の終端とすることができる場所は、FTTH サービスの提供区域とします。

第 5 条 (本サービスの内容等)

本サービスの対象となる当社のコースおよびプランは次のとおりとします。

| 当社のコース名 | 当社のプラン名 | 内容 |
|---------|-----------|--|
| UCATV光 | 戸建 100M | FTTH サービスにより最高速度下り 100Mbps、上り 100Mbps までの接続機能をご利用いただける戸建向けサービス |
| | 戸建 200M | FTTH サービスにより最高速度下り 200Mbps、上り 200Mbps までの接続機能をご利用いただける戸建向けサービス |
| | 戸建 1G | FTTH サービスにより最高速度下り 1Gbps、上り 1Gbps までの接続機能をご利用いただける戸建向けサービス |
| | 集合住宅 100M | FTTH サービスにより最高速度下り 100Mbps、上り 100Mbps までの接続機能をご利用いただける集合住宅向けサービス |
| | 集合住宅 200M | FTTH サービスにより最高速度下り 200Mbps、上り 200Mbps までの接続機能をご利用いただける集合住宅向けサービス |
| | 集合住宅 1G | FTTH サービスにより最高速度下り 1Gbps、上り 1Gbps までの接続機能をご利用いただける集合住宅向けサービス |

- 2 本サービスは、最高通信速度を保障するものではなく、通信設備や契約者端末、宅内配線などの状況、他回線との干渉、回線の混雑状況などにより、実際に利用可能な通信速度が低下します。
- 3 当社または当社が本サービスに用いる電気通信回線の提供者 (NTT 東日本) は、本サービス加入者が一定時間内に当社所定の基準を超えるトラフィック量を継続的に発生させる場合、および本サービス加入者間の公平性確保する必要がある場合、通信量や通信速度を制限することができます。かかる制限の内容は、当社が別途定めるものとします。
- 4 本サービス加入者は、自身の費用負担および責任において契約者端末を取得するとともに、本サービス利用にあたり契約者端末が正常に稼働するよう維持および管理しなければなりません。

- 5 当社が本サービス加入者への本サービスの提供を開始する日（以下「本サービス開始日」といいます。）は、その本サービス加入者について、本サービスの成立後、当社所定の工事が完了し、本サービスに係わる回線が開通した日とします。
- 6 前項の場合において、転用のために第 7 条に従い本サービス契約の申し込みを行い本サービス加入者となった個人または法人（ただし、第 7 条第 3 項（2）に定める選択をした個人または法人を除く）については、本サービス契約が成立した日が各月の 1 日から 20 日までのいずれかの日である場合は、本サービス開始日は、その翌月の 1 日とし、また、本サービス契約が成立した日が各月の 21 日から末日までのいずれかの日である場合は、本サービスの開始日は、その翌々月の 1 日とします。その他の本サービス会員については、前項の規定に従い、本サービス開始日を決定します。

第 3 章 契約

第 6 条（契約の単位等）

当社は、契約者回線 1 回線ごとに 1 の本サービス契約を締結します。この場合、本サービス加入者は、1 の本サービス契約につき 1 の個人または法人に限ります。

第 7 条（本サービス契約の申込方法）

本サービスの申し込みは、申し込みをする個人または法人（以下「申込者」といいます。）が、加入者規約およびこの特約を承諾のうえ、当社所定の方法により、次の各号に定める事項を当社に申告のうえ、行う必要があります。

- (1) 氏名または名称
 - (2) 住所
 - (3) 選択するプラン名およびコース名
 - (4) 契約者回線に係わる終端の場所
 - (5) 料金等の支払方法
 - (6) 前各号に定める事項のほか、当社が別途定める事項
- 2 申込者のうち、転用のために本サービス契約の申し込みをする転用資格保有者は、前項に定めるほか、前項の申し込みにあたり、転用番号を当社に提出する必要があります。
 - 3 前項の申込者は、第 1 項所定の申し込みを行うにあたり、転用後に利用することを希望する卸役務利用サービスのプラン（フレッツ光のタイプに相当するプランがあります）を（1）転用前に利用していたフレッツ光のタイプにするか、または、（2）転用前に利用していたフレッツ光のタイプと異なるタイプ（ただし、当社の別途定める範囲内のプランに限ります。）にするかを選択することができます。かかる申込者には、第 1 項所定の申し込みを行うにあたり、いずれを選択するかを、および、（2）を選択する場合は、転用後に利用することを希望する卸役務利用サービスのプランを、当社に申告する必要があります。

第 8 条（本サービス契約の申し込みの承諾）

本サービス契約は、前条所定の申し込みを当社が承諾したときに成立します。

- 2 当社は、次の各号の何れかに該当する場合には、本サービス契約の申し込みを承諾しないことがあります。また、当社は、本サービス契約成立後であっても、次の各号の何れかに該当することが判明した場合には、当社所定の方法にて本サービス加入者に通知することにより、本サービス契約を解除することができます。ただし、本項第 2 号または第 4 号の場合には、当社は、相当の期間を定めてその事実を是正するよう催告し、この期間内に是正されないときに、当社所定の方法にてこの本サービス加入者に通知することにより、加入者契約または本サービス契約を解除することができ

ます。

- (1) 本サービス契約の申込時に申込者が当社に虚偽の事項を通知したことが判明した場合
 - (2) 申込者が料金等もしくはその他当社が提供するサービスに係わる料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断した場合
 - (3) 過去に不正使用などにより本サービス契約もしくは宇都宮ケーブルテレビインターネット接続サービスに関連する契約等の解除、または利用を停止されていることが判明した場合
 - (4) 申込者が未成年者等であって、本サービスの契約申し込みにあたり法定代理人等の同意を得ていない場合
 - (5) その他本サービス契約の申し込みを承諾することが、技術上または当社の業務遂行上著しい障害があると当社が判断した場合
- 3 前項の規定により本サービス契約が解除された場合、本サービス加入者は、本サービスの利用に係わる一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、残存債務の全額を直ちに支払わなければなりません。
- 4 本サービス契約が成立した場合、当社は、その日程を本サービス加入者と調整のうえ、第 7 条に従い行われた申し込み内容に応じ、回線を開通させるために必要な工事、転用のために必要な工事および第 7 条第 3 項に定める卸役務利用サービスのタイプの変更に必要な工事を行います。

第 9 条（転用時の特則）

第 7 条に基づく転用のための本サービス契約の申し込みにより本サービス契約が成立した本サービス加入者（以下「転用本サービス加入者」といいます。）については、次の各号に定める事項が適用されます。

- (1) 転用の実施日（第 5 条所定の本サービス開始日に同じとし、以下同様とします。）の前日をもって、当社とその転用本サービス加入者との間に成立していた、従前インターネットサービス契約の提供を受けるための契約（以下「従前インターネット接続サービス契約」といいます。）は終了します。なお、かかる終了前に従前のインターネット接続サービス契約に基づきその転用サービス加入者に生じた債務であって、かかる終了時点において未履行のものは、この特約に別段の定めがある場合を除き、かかる終了後も存続します。
- (2) 当社は、NTT 東日本とその本サービス加入者との間に成立していたフレッツ光契約を転用の実施日の前日をもって終了させるために必要な手続きを、その転用本サービス加入者に代行して NTT 東日本に対して行います。転用サービス加入者は、当社がかかる手続きを行うために必要な範囲内で、第 7 条に基づく申し込みに当たりその転用本サービス加入者が当社に申告した事項（転用番号を含みます。）を NTT 東日本に提供すると共に同意します。
- (3) 転用の実施日前に転用本サービス加入者が従前インターネット接続サービスを利用して当社の従前インターネット接続サービス用の電気通信設備に蓄積したデータは、当社が別途定めるものを除き、本サービスにおいても引き続き利用することができます。

第 10 条（卸役務利用サービスのプランの変更）

本サービス加入者は、本契約の成立後において、卸役務利用サービスのプラン（フレッツ光のタイプに対応するものであり、以下同様とします。）の変更を希望する場合、当社所定の方法により変更手続きを行う必要があります。ただし、変更を希望する前後のプランによっては、行えないものがあり、これについては当社が別途定めます。

- 2 前項の手続きが完了した場合、当社は、その日時を本サービス加入者と調整のうえ、当社所定の工事を実施します。変更後のプランの卸役務利用サービスは、かかる工事が完了し、回線が開通した

後に利用することができます。

- 3 前二項に基づく変更前のプランと変更後のプランとで適用される月額費用（この特約の第4章に定めます。）が異なる場合、変更後のプランに対応する月額費用は、前項に定める利用が可能となった日が属する月の翌月から適用されます。

第11条（2年約束割引適用に伴う最低利用期間）

本サービスには、2年約束割引（以下、本割引という。）の適用が加入者の意思により選択できますが、本割引を適用した場合、本サービス開始日が属する月、および、その翌月を起算日とする24ヵ月（転用本サービス加入者の場合は、本サービス開始日が属する月を起算月とする24ヵ月）の期間からなる最低利用期間を設定します。

- 2 本サービス加入者は、前項に定める最低利用期間の満了日より前に本サービスを解約した場合は、別表2に記載する違約金を一括して当社に支払うことを要します。ただし、キャンペーン等の特例が適用される場合は、この限りではありません。
- 3 転用本サービス加入者については、従前のインターネット接続サービス契約（ただし、当社が別途定める「フレッツプラン利用規約」に基づき成立したものに限り、）に定める最低利用期間の適用を、本サービス契約の成立をもって、解除します。

第12条（変更の届け出）

本サービス加入者は、本サービスの申し込みにあたり当社に申告した第7条第1項各号所定の事項について変更（ただし、第7条第1項第3号所定の事項については、第4条所定の区域外への移転は認められません）があった場合、すみやかにその旨を当社所定の方法により当社に届け出なければなりません。本サービス加入者がかかる届け出を行わなかったこと、または、かかる届け出を遅延したことにより不利益を被ることがあっても、当社は、何らの責任も負いません。

- 2 前項の事項のうち、その変更について当社承諾が必要として当社が別途定めるものについては、前項の届け出を、第8条第2項に準じて扱います。

第13条（契約の解除等）

当社は、本サービス加入者が次の各号の何れかに該当した場合に、何らの責任も負うことなく、本サービス契約を解除することができます。

- (1) 本サービス加入者が加入者規約に基づき提供される本サービス以外の宇都宮ケーブルテレビインターネット接続サービスについて利用停止となった場合。
- 2 当社は、前項に規定により本サービス契約を解除しようとするときには、あらかじめその旨を本サービス加入者に通知します。ただし、緊急でやむを得ない場合は、この通知を行うことなく本サービス契約の解除を行うことができます。
- 3 加入者契約が本サービス加入者による解除、当社による解除その他の理由により終了した場合は、その本サービス加入者と当社との間の本サービス契約は同時に解除されます。

第14条（提供中止）

当社は、次のいずれかの場合には、本サービス加入者に対する本サービスの提供を中止することができます。

- (1) 当社またはNTT東日本の設備もしくは回線の保守または工事を行う場合
- (2) 本サービス加入者が、本サービスの提供に使用される設備もしくは回線に過大な負荷を与える行為その他その設備もしくは回線の運用に支障を与える行為を自ら行い、また第三者に行わせた場合

- (3) 当社およびNTT 東日本により通信利用が制限となる場合
 - (4) 天災、事変その他の非常事態が発生しまたは発生するおそれがあり、本サービスの提供を行うことが困難となった場合
 - (5) 当社が、運営上、技術上その他の理由により、本サービスの提供を中止することが必要であると判断した場合（当社が本サービス加入者に割り当てるIPアドレスを切り替えるため、その本サービス加入者による本サービスの接続中に本サービスによる通信を一時的に中断する場合があります）
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめその旨を本サービス加入者に通知します。ただし、緊急やむえない場合、または、前項第5号に定める本サービスによる通信の一時的な中断をする場合は、この通知を行うことなくその中止を行うことができます。
 - 3 当社は、第1項による本サービスの提供の中止により本サービス加入者に損害その他不利益が発生しても、何ら責任を負いません。

第15条（利用停止）

当社は、この特約上の義務を現に怠りまたは怠るおそれのある本サービス加入者、または、加入者規約により本サービス以外の宇都宮ケーブルテレビインターネット接続サービスが利用停止となった本サービス加入者については、何らの責任も負うことなく、本サービスの利用も停止します。

第16条（本サービス加入者による本サービス契約の解除）

本サービス加入者が本サービス契約を解除しようとするときは、当社所定のホームページ上からその旨を当社に通知します。当社が別途承諾した場合を除き、その他の方法による通知は無効とします。この場合、本サービス加入者から通知があった日が属する月の末日をもって、本サービス契約は終了します。

第17条（本契約の自動終了）

第1条第1項に定める卸電気通信役務の当社への提供にかかる当社とNTT 東日本との契約が終了した場合は、本サービス契約も同時に終了します。

第4章 料金等

第18条（料金等）

料金等の体系は、次のとおりとします。

- (1) 初期費用
- (2) 工事費用
- (3) 月額費用
- (4) その他の料金

2 前項各号所定の料金の具体的な金額は、別表2に定めるとおりとします。

第19条（初期費用）

本サービス加入者は、当社に本サービス契約の申し込みをし、その承諾を受けたときは、当社に初期費用を支払わなければならない。

第20条（工事費用）

本サービス加入者は、本サービス加入者による契約者回線に係わる終端の場所の変更の届け出により必要となる工事その他この特約に定める工事が実施される場合、当社に工事費用を支払うことを

要します。なお、申込者（その意味は第7条第1項に定めます）または本サービス加入者からの工事の申し込みの受付、申込者または本サービス加入者との工事の日程等の調整、および工事費用の請求は当社が行い、工事の実施はNTT東日本（これら会社の委託先の事業者を含みます。）が行います。なお、本サービス加入者は、第8条第4項に定める回線を開通させるために必要な工事の工事費用のうち別表2において分割払いが認められているものについて、分割払いがすべて完了するより前に契約者回線に係わる終端の場所の変更の届け出をした場合、かかる工事費用の分割払い金のうち未払い分を、かかる届出時に一括して当社に支払うことを要します。

- 2 前項の工事に着手していたときは、工事完了前に本サービス契約の解除があったとしても、本サービス加入者は、工事費用の全額を当社に支払うことを要します。
- 3 本サービス加入者が支払うことを要する工事費用のうち別表2において分割払いが認められているものについて、分割払いが完了するより前に本サービス契約に解除または終了があった場合、その本サービス加入者は、かかる工事費用の分割払い金のうち未払い分を、かかる解除時または終了時に一括して当社に支払うことを要します。

第21条（月額費用）

本サービス加入者は、本サービス開始日が属する月の翌月初日（転用本サービス加入者の場合は、本サービス開始日が属する月の初日）から起算して、その本サービス契約の解除または終了があった日が属する月の末日までの期間について、当社に本サービスの月額費用を支払わなければなりません。

- 2 当社は、この特約に別段の定めがある場合を除いて、前項の定める期間中の各月または前項により月額費用の支払対象月とされている各月における当社所定の締め日にて、その締め日が属する月に係わる本サービスの月額費用を本サービス加入者に請求します。
- 3 本サービス加入者が、当社が本サービス加入者による本サービス契約の申し込みを承諾した日が属する月に、本サービス契約の解除の通知をした場合、本サービスの月額費用の1ヵ月分を当社に支払わなければなりません。
- 4 この特約第14条の規定により本サービスの提供中止があったときは、本サービス加入者は、その期間中の月額費用の支払いを要します。
- 5 この特約第15条の規定により本サービスの利用停止があったときは、本サービス加入者は、その期間中の月額費用の支払いを要します。

第22条（NTT東日本の回線開通工事費の未払い分割払金の扱い）

本サービス契約の成立前にNTT東日本と締結したフレッツ光契約の下でフレッツ光回線の開通工事費用をNTT東日本の分割払いしていた転用本サービス加入者が本サービス契約の成立時点において全ての分割払金のNTT東日本への支払いを完了していない場合、かかる時点において未払いの分割払金については、以降、当社がNTT東日本に代わり支払い請求し、その本サービス加入者には当社に支払っていただきます。

- 2 前項により本サービス加入者が当社に支払う分割払い1回当たりの金額は別表2に定めるとおりとします。（NTT東日本に支払うとした場合と比較すると、支払う未払い金の総額は同一ですが、1回当たりの分割払金の金額および支払回数が異なる場合があります。

第23条（料金債務の存続）

加入者規約またはこの特約所定の条件に従い本サービス契約の解除または終了があった場合において、その本サービス加入者がかかる解除または終了の時点において未だ支払いを完了していないこの特約所定の料金（解除または終了の後に発生するものを含みます。）についての債務は、かかる本

サービス加入者による支払いが完了するまで、その解除後または終了後も消滅しません。

第 24 条 (2 年約束手割の適用条件)

本サービス加入者が当社の本割引をご利用希望の場合、お申込みが必要となります。

- 2 本サービス加入者は、本割引をご契約いただくことで、本サービスより 600 円、月額費用から毎月割引になります。
- 3 本割引は、24 ヶ月の最低利用期間があります。24 ヶ月以内（もしくは、24 ヶ月分の月額費用を未払いの場合）に本サービスを解約された場合、7,200 円（不課税）を違約金としてお支払いいただきます。なお、最低利用期間経過後は、継続的に本割引の割引額が適用され違約金は発生しません。

第 5 章 雑則

第 25 条 (無保証)

当社は、本サービスについて、完全性、正確性、有用性、または正当性に関する保証、本サービス加入者の利用目的に適合することの保証、および通信速度に関する保証を含め、何ら保証も行いません。

第 26 条 (加入者情報等の取り扱い)

本サービス加入者は、本サービス加入者が本サービス契約の申し込みに際して当社に申告した事項（以下「本サービス加入者情報」といいます。）を加入者規約に定める個人情報の保護に関する規定およびこの特約の他の規定に定めるほか、次の各号に定める範囲において、当社が利用することに同意していただきます。

- (1) 本サービスを提供すること（その本サービス加入者に卸役務利用サービスを提供するための当社への卸電気通信役務の提供を当社が NTT 東日本に申し込むにあたり、その本サービス加入者の本サービス加入者情報を NTT 東日本に提供することを含む）。
- (2) 当社または提携先等第三者の商品もしくはサービス等に関する広告、宣伝、および各種イベント・特典を実施するため、ならびに、これらに関する情報の提供その他の連絡のための電子メールの送信もしくは印刷物の郵送等（サンプル・試供品の配送その他の提供を含みます。）を行い、または架電するために本サービス加入者情報を利用すること。
- (3) 当社がこの特約に定める工事を実施するために必要な範囲において、NTT 東日本に対して本サービス加入者情報を提供すること。
- (4) 第 1 号および第 2 号の場合において、利用目的の達成に必要な業務を委託する目的で、本サービス加入者情報を安全管理措置を講じたうえで業務委託先に対して本サービス加入者情報の取り扱いについて委託すること。
 - 2 本サービス加入者には、NTT 東日本が前項第 1 項に定める卸電気通信役務の提供にあたり、その本サービス加入者の卸役務利用サービスの通信履歴等を知り得ることに同意していただきます。
 - 3 本サービス加入者には、NTT 東日本が、第 1 項第 1 号に定める当社から提供を受けたその本サービス加入者の本サービス加入者情報および前項の通信履歴等を次の各号に定める者に開示することに同意していただきます。
 - (1) 協定事業者（その意味は IP 契約約款に定めるとおりとします。ただし、当社または本サービス加入者が IP 通信網サービスを利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります。）、特定事業者（その意味は IP 契約約款に定めるとおりとします。）、NTT 東日本が別に定める携帯・自動車電話事業者（ただし、当社または本サービス加入者が契約を締結している者に限ります。）（ただし、かかる開示は、これらの者から請求があった場合において、行われます。）
 - (2) NTT 東日本の委託により IP 通信網サービスに関する業務を行う事業者

- (3) 判決、決定、命令、その他の司法上または行政上の要請、要求または命令により開示が要求された場合における、その請求元機関

第 27 条（本サービスの変更または廃止）

当社は、本サービスの全部もしくは一部を変更、追加または廃止することができます。この場合、第 2 条の規定を準用します。

- 2 当社は、前項による本サービスの全部もしくは一部の変更、追加または廃止により本サービス加入者に損害その他の不利益が生じたとしても、何ら責任を負いません。

附則

この特約は、平成 27 年 3 月 1 日より実施します。

別表 1

フレッツ光のタイプ

1 戸建タイプ

1-1 NTT 東日本が提供するフレッツ光

- ① フレッツ光ネクスト ファミリータイプ
- ② フレッツ光ネクスト ファミリー・ハイスピードタイプ
- ③ フレッツ光ネクスト ファミリー・ギガラインタイプ

2 マンションタイプ

2-2 NTT 東日本が提供するフレッツ光

- ① フレッツ光ネクスト マンションタイプ
- ② フレッツ光ネクスト マンション・ハイスピードタイプ
- ③ フレッツ光ネクスト マンション・ギガラインタイプ

別表 2

料金表

1 適用

この別表に記載する料金額は、消費税等相当額を抜いた金額です。かかる、料金額に加算する消費税等相当額は、本サービスのご利用時点の税率に基づき計算します。

2 初期費用

- ① 新規契約手数料 800 円
- ② 転用手数料 1,800 円

3 月額費用

- ① 戸建プランの場合：5,600 円/月
- ② 集合住宅プランの場合：4,200 円/月

4 工事費用 A

- ① 対象工事：回線を開通させるために必要な工事（第 8 条第 4 項）
- ② 費用金額：上記対象工事に共通。なお、上記対象工事が 2 件以上発生する場合、対象工事毎に費用が発生します。

・戸建プランの場合

- ① 派遣工事ありで屋内配線を新設する場合 *1 18,000 円
(一括払い) *1 18,000 円
(分割払い) *1 600 円/月×30 回 (18,000 円)
- ② 派遣工事ありで屋内配線を新設しない場合 *1 7,600 円
- ③ 派遣工事なしの場合 *1 2,000 円

・集合住宅プランの場合

- ① 派遣工事ありで屋内配線を新設する場合 *1 15,000 円
(一括払い) *1 15,000 円
(分割払い) *1 500 円/月×30 回 (15,000 円)
- ② 派遣工事ありで屋内配線を新設しない場合 *1 7,600 円
- ③ 派遣工事なしの場合 *1 2,000 円

5 工事費用 B

- ① 対象工事：契約者回線に係わる終端の場所の変更届け出により必要となる工事（第 20 条第 1 項）
- ② 費用金額：上記対象工事に共通。なお、上記対象工事が 2 件以上発生する場合、対象工事毎に費用が発生します。

・戸建プランの場合

- ① 派遣工事ありで屋内配線を新設する場合 *1 18,000 円
(一括払い) *1 18,000 円
(分割払い) *1 600 円/月×30 回 (18,000 円)
- ② 派遣工事ありで屋内配線を新設しない場合 *1 7,600 円

③ 派遣工事なしの場合 *1 2,000 円

・集合住宅プランの場合

① 派遣工事ありで屋内配線を新設する場合 *1 15,000 円

(一括払い) *1 15,000 円

(分割払い) *1 500 円/月×30 回 (15,000 円)

② 派遣工事ありで屋内配線を新設しない場合 *1 7,600 円

③ 派遣工事なしの場合 *1 2,000 円

6 工事費用C

① 対象工事：(1) 第 7 条第 3 項に定める卸役務利用サービスのプラン変更に必要な工事（第 8 条第 4 項）

(2) 第 10 条第 2 項に定める工事

② 費用金額：上記対象工事に共通。なお、上記対象工事が 2 件以上発生する場合、対象工事毎に費用が発生します。

① 通信速度が 100M、200Mまたは 1Gであるプラン間の変更で、派遣工事あり

*1 7,600 円

② 通信速度が 100M、200Mまたは 1Gであるプラン間の変更で、派遣工事なし
2,000 円

③ 戸建プランから集合住宅プランへの変更 *1 15,000 円

④ 集合住宅プランから戸建プランへの変更 *1 18,000 円

⑤ その他 *1

*1 土日に工事をする場合は、3,000 円が加算されます。

7 その他の料金

① 2 年約束手引（第 24 条第 2 項） -600 円/月

② 違約金（第 11 条第 2 項） 7,200 円【不課税】

③ Wi-Fi ルーター利用料（UCATV 光 1G を選択した場合に利用可能となります） 300 円/月

以上